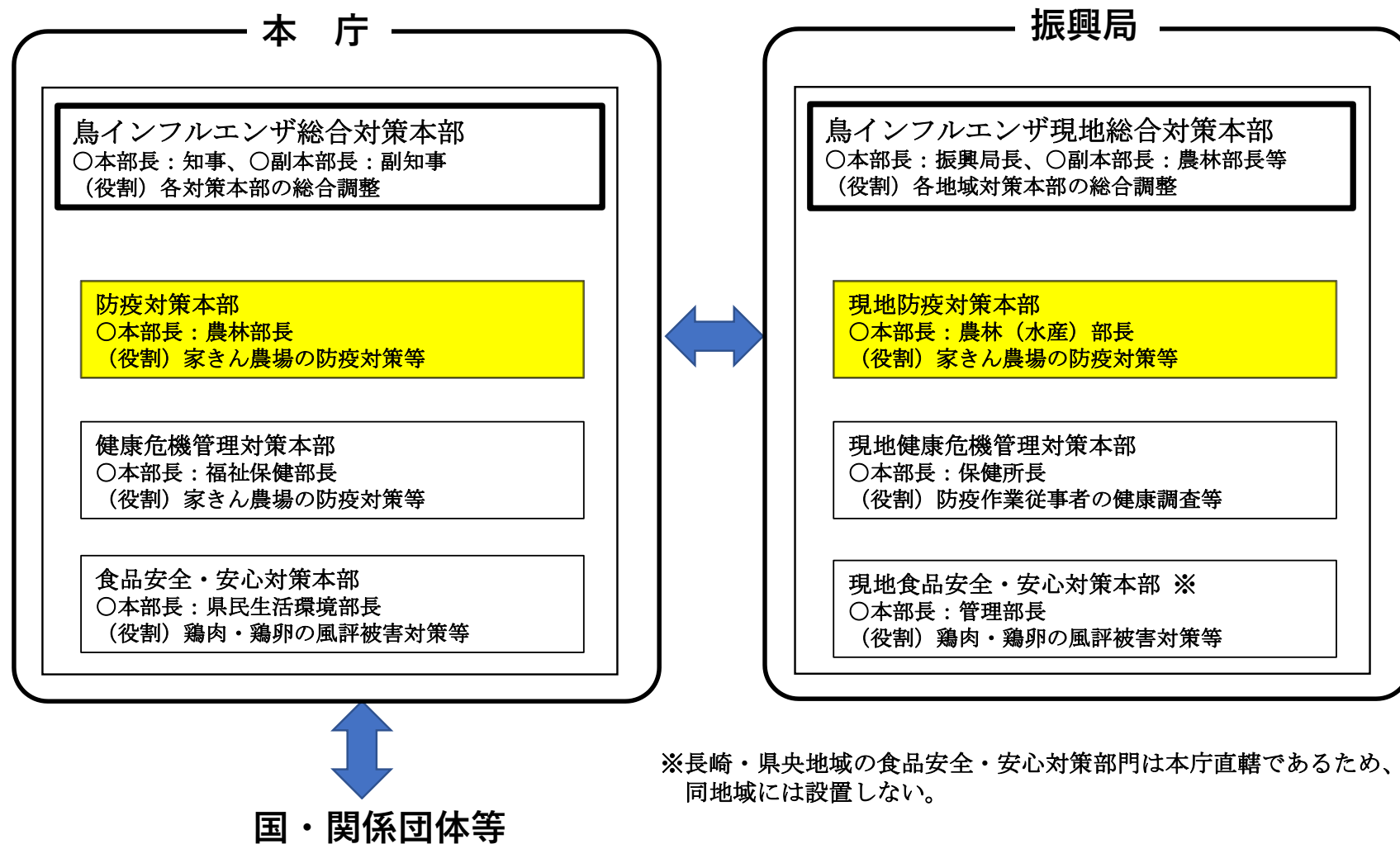


I 本県における組織体制及び連絡体系

1 鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制



2 長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部

(1) 構成員及び所掌事務

	構成員	所掌事務
本部長	農林部長	
副本部長	農林部次長	
本部員	広報課長	・報道等情報提供に関する事
	基地対策・国民保護課長	・自衛隊の派遣に関する事
	生活衛生課長	・食鳥処理場、GP センターに関する事
	食品安全・消費生活課長	・健康危機管理対策本部、食品安全・安心対策本部との連絡調整に関する事
	資源循環推進課長	・発生農場における汚染物品の処分に対する廃棄物処理法からの助言に関する事
	自然環境課長	・野鳥の調査等に関する事
	地域保健推進課長	・防疫作業従事者等の健康管理に関する事
	農政課長	・農林部の総合調整に関する事 ・殺処分等防疫作業に関する事
	農山村振興課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農業イノベーション推進室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	団体検査指導室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農業経営課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農産園芸課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農産加工流通課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農村整備課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	諫早湾干拓課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	林政課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	森林整備室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	監理課長	・道路・港湾における消毒ポイントの設置等
	県警本部警備課長	・移動制限措置の支援等
事務局	畜産課	・家畜の防疫対策に関する事 ・情報の収集分析及び提供に関する事 ・生産者等への支援対策に関する事

(2) 役 割

県防疫対策本部は本部長を農林部長、副本部長を農林部次長とする。

本部事務局は畜産課が運営し、構成員となる各課・室と連携をとり、必要な防疫対策を実施する。

- ① 具体的な防疫対策の決定
- ② 現地防疫対策本部との連絡・調整
- ③ 国との連絡・調整
- ④ 各制限区域・消毒ポイントの決定・告示
- ⑤ 隣県、県関係部局、県警察本部、市町及び関係団体への通報・連絡及び防疫活動への協力要請
- ⑥ 緊急防疫対策会議の開催
- ⑦ 報道機関に対する情報提供
- ⑧ 県民に対する情報提供、広報活動、相談受付
- ⑨ 防疫作業従事者の派遣要請（県職員、国職員、民間事業者、自衛隊等）

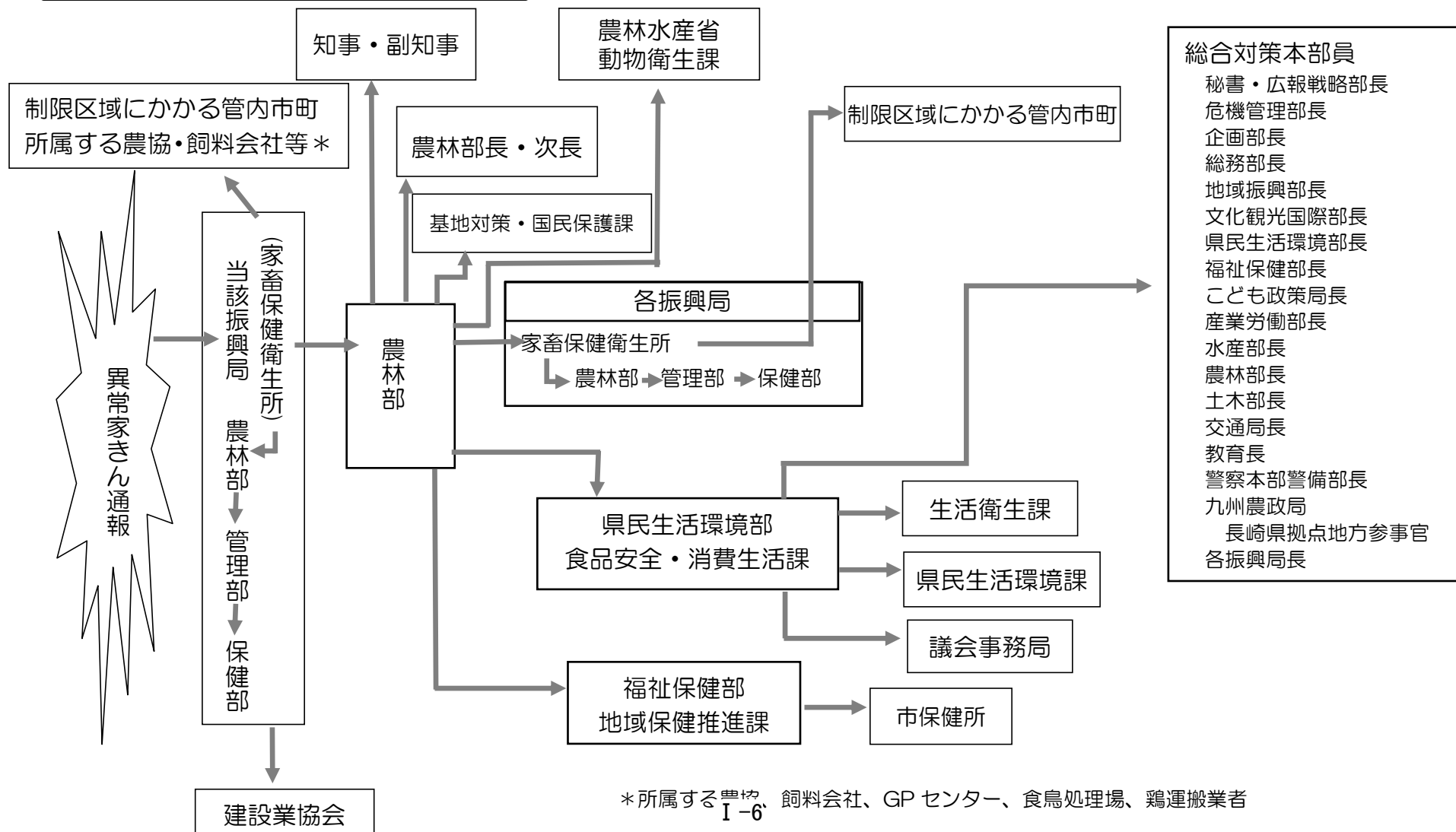
3 長崎県農林部防疫対策本部



4 連絡体系

異常家さん通報時の連絡体系

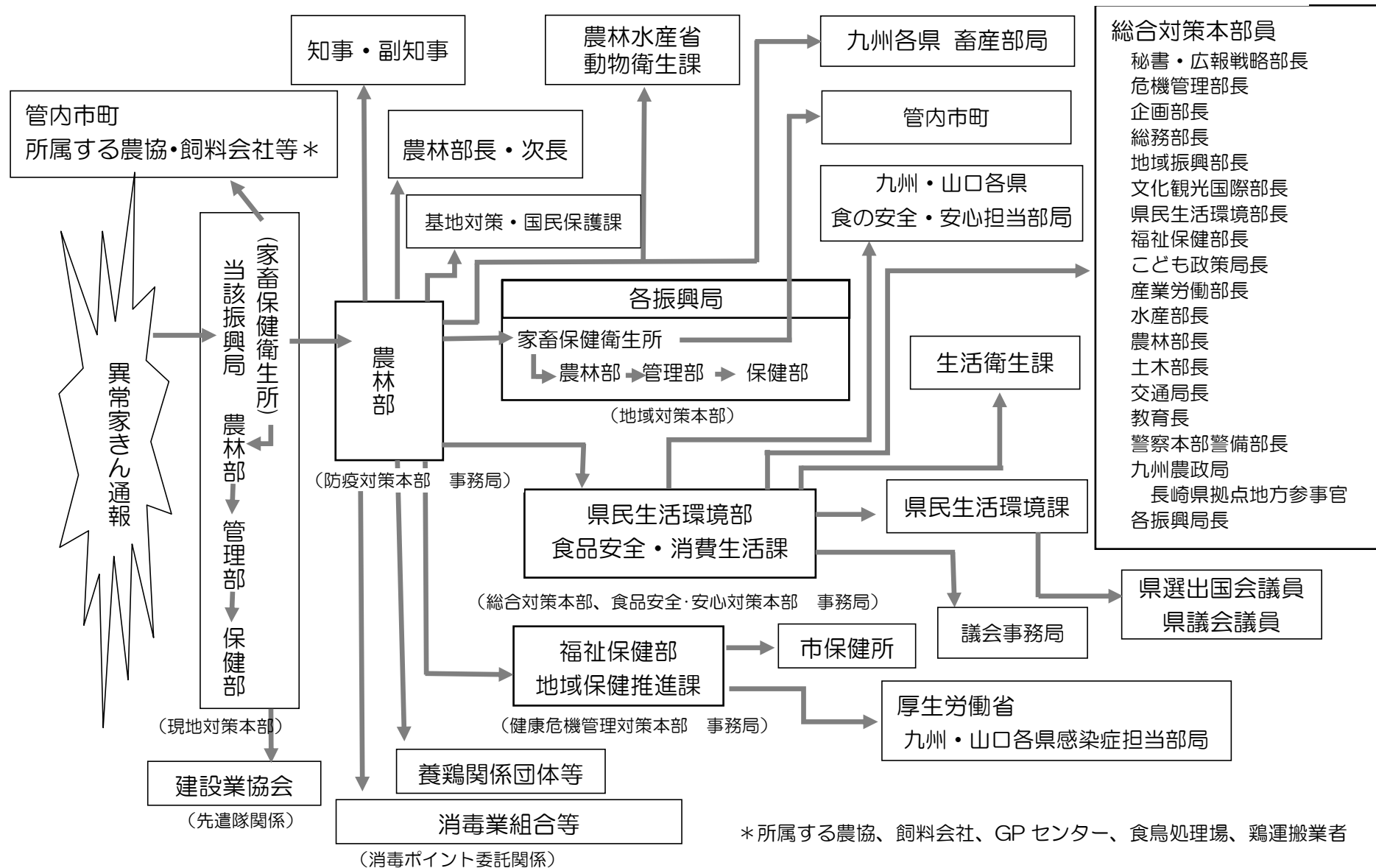
疑い通報段階（情報は原則非公表）



簡易検査陽性時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)

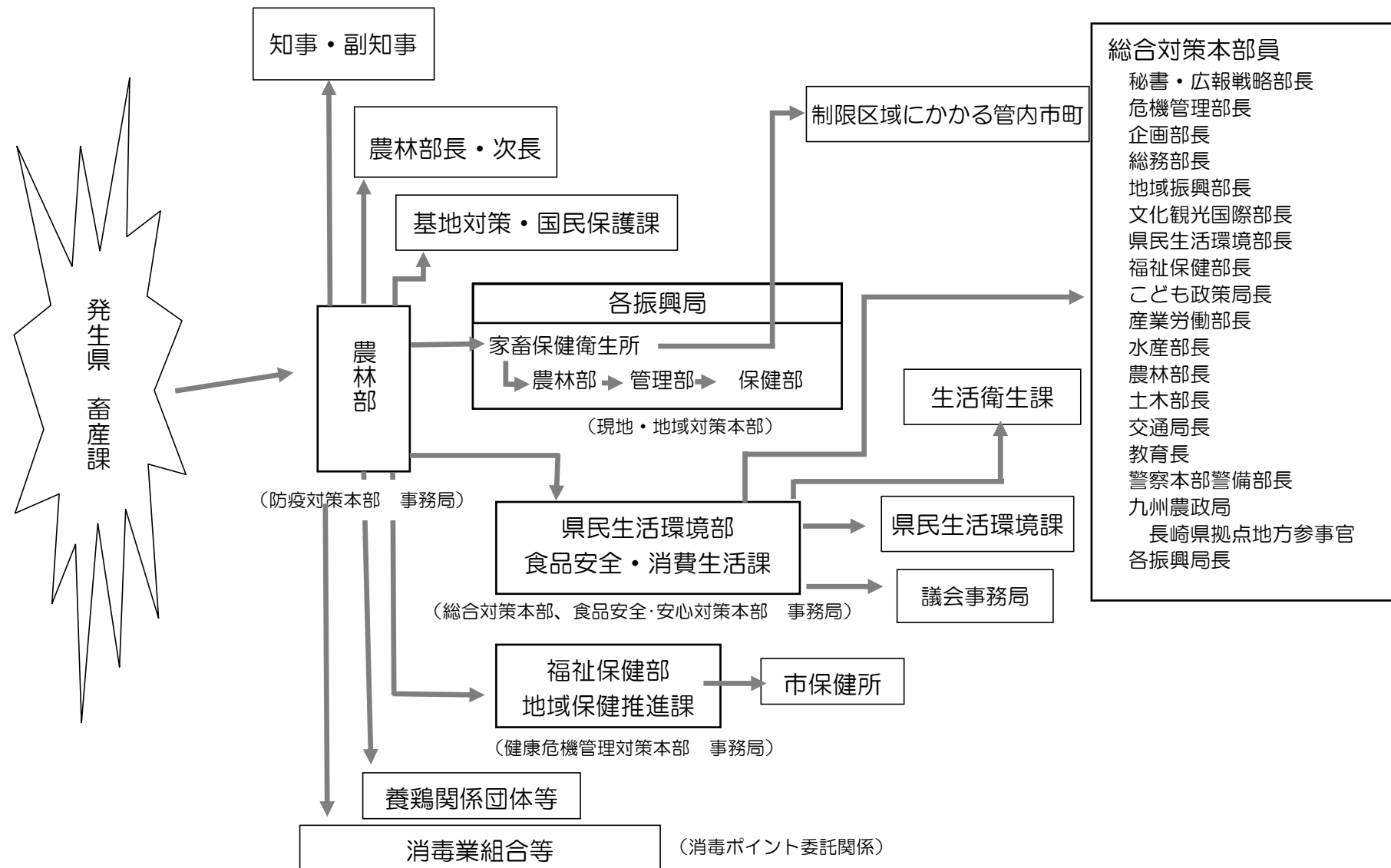
公表は農林水産省動物衛生課と協議後、農林水産省と同時に行う



*所属する農協、飼料会社、GP センター、食鳥処理場、鶏運搬業者

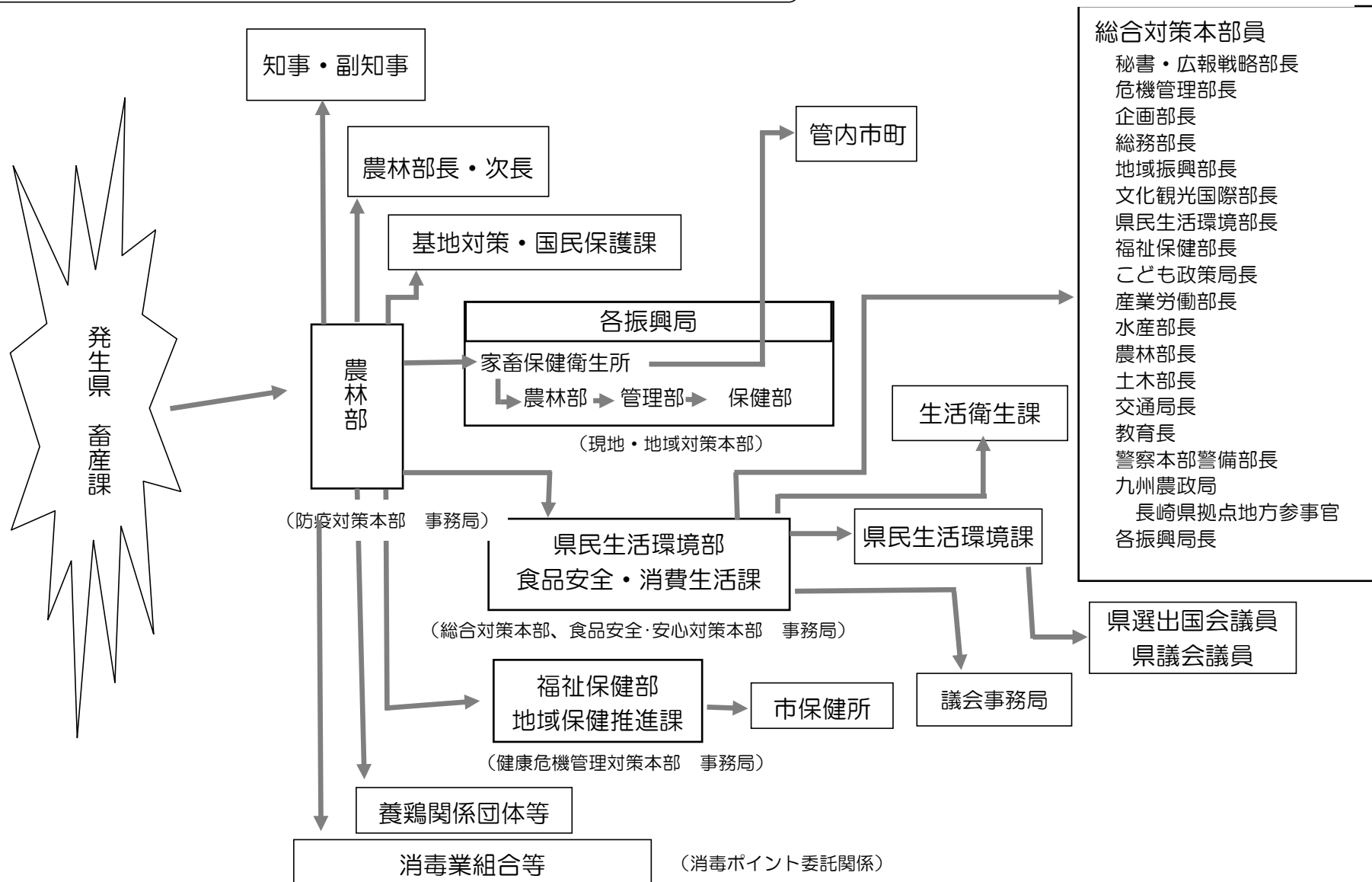
佐賀県での簡易検査陽性確認（農場で簡易検査陽性）時の連絡体系

（情報は非公表）



佐賀県・熊本県での簡易検査陽性確定時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)



佐賀県・熊本県での遺伝子検査陽性時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)

